

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）の一部を改正する省令の概要

1. 改正の理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）の一部の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）について、所要の改正を行う必要があるため。

2. 改正の概要

条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して行う特定個人情報の提供に関し必要な事項等に係る改正を行う。

3. 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号） 新旧対照表
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 個人番号</p> <p>第一節 個人番号とすべき番号の生成等（第二条―第六条）</p> <p>第二節 通知カード（第七条―第十六条）</p> <p>第三章 個人番号カード（第十七条―第三十九条）</p> <p>第四章 特定個人情報情報の提供</p> <p>第一節 特定個人情報情報の提供の制限等（第四十条―第四十四条）</p> <p>第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供（第四十五条―第四十八条）</p> <p>第五章 雑則（第四十九条）</p> <p>附則</p> <p>（情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報情報の提供の求めの方法等）</p> <p>第四十四条 令第二十一条第一項の規定による特定個人情報情報の提供の求めは、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステム</p>
改 正 前	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 個人番号</p> <p>第一節 個人番号とすべき番号の生成等（第二条―第六条）</p> <p>第二節 通知カード（第七条―第十六条）</p> <p>第三章 個人番号カード（第十七条―第三十九条）</p> <p>第四章 特定個人情報情報の提供</p> <p>第一節 特定個人情報情報の提供の制限等（第四十条―第四十四条）</p> <p>第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供（第四十五条―第四十七条）</p> <p>第五章 雑則（第四十八条）</p> <p>附則</p> <p>（情報照会者による特定個人情報情報の提供の求めの方法等）</p> <p>第四十四条 令第二十一条の規定による特定個人情報情報の提供の求めは、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用</p>

を使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 令第二十一条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条第七号の規定による提供の求めをした情報照会者の名称
二 法第十九条第七号の規定による提供の求めに係る事務をつかさどる組織の名称

三 第一号の情報照会者の処理する事務

四 法第十九条第七号の規定による提供の求めの事実が法第二十三条第二項各号のいずれかに該当する場合はその旨

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項

3 前二項の規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十一条第一項」とあるのは、「第二十一条第二項において準用する令第二十一条第一項」と、前項中「第二十一条第一項」とあるのは、「第二十一条第二項において準用する令第二十一条第一項」と、同項第四号中「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

(法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供)

第四十八条 前三条の規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提

した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 令第二十一条の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条第七号の規定による提供の求めをした情報照会者の名称
二 法第十九条第七号の規定による提供の求めに係る事務をつかさどる組織の名称

三 第一号の情報照会者の処理する事務

四 法第十九条第七号の規定による提供の求めの事実が法第二十三条第二項各号のいずれかに該当する場合はその旨

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項

(新設)

(新設)

供者による特定個人情報提供の提供について準用する。この場合において、第四十五条第一項第四号中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項」と、同条第三項及び第四十六条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項」と、「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、同条第三項第一号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と、前条第一項中「第二十三条第一項第四号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項第四号」と、同項第二号中「第二十一条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項各号」と、同条第二項中「第二十三条第一項及び第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第二十三条第三項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第三項」と読み替えるものとする。

2 第四十九条 (略)

2 第四十八条 (略)